

## 貴重書閲覧について

(1)閉架図書に収蔵されている図書のうち、次のものを貴重書とします。

- ・特別収蔵庫収蔵の図書
- ・明治4年までに刊行された和古書
- ・1800年代までに発行された洋書
- ・その他 特に定めるもの

(2)閲覧対象者

20歳以上の方で、調査・研究目的の場合に限ります。

(3)閲覧の申請

一週間前までに申請が必要です。紙博図書室フォームメールをご利用いただくか、もしくは図書・雑誌閲覧申請書にご記入の上、FAX（03-5907-7511）までお送りください。折り返し、閲覧日時のご連絡を差し上げます。

なお、閉館日を除いて3日たっても返答がない場合は、お手数ですが、再度お問い合わせいただきますようお願いいたします。

劣化等の理由で、閲覧をお断りすることもあります。予めご了承ください。

(4)閲覧の方法

原則として、担当者の立ち合いが必要になります。

閲覧に際しては、担当者の指示に従ってください。

(5)閲覧冊数

1日の閲覧は、5冊までです。

(6)閲覧上の注意

- ・貴重書の閲覧に際しては、担当者の指示に従ってください。
- ・筆記用具・貴重品以外の荷物は、ロッカーをご利用ください。
- ・貴重書に触れる前に、手・指の手洗いをお願いします。
- ・マニキュアをご使用の方、爪が長い方は、閲覧を禁止させていただきます。
- ・髪の毛が長い方は、ヘアゴム等をご用意ください。
- ・筆記用具は、鉛筆のみとなります。消しゴムの使用は不可です。
- ・貴重書の上に、物を置かないで下さい。
- ・貴重書の取り扱いに問題がある場合、閲覧を中止させていただくことがあります。

(7)貴重書の撮影・掲載・放映等

貴重書を撮影される場合は、別途申請書の提出が必要となります。また、撮影した写真を、論文・スライド・出版物等へ掲載する場合も、別途申請書の提出をお願いいたします。なお、複写機でのコピーはできません。フラッシュ撮影は禁止です。

以上